	区分	質問内容	回答
1	対象期間	補助対象の対象期間はいつからいつまでか。	対象期間は令和8年4月1日以降で、実施主体である市が認めた日から同様に市が定める日までが対象となります。 ただし、実績報告を1月7日までに提出していただく予定としており、実績報告の提出までに額の確定及び支払が完了している必要があることをふまえ、設定していただく必要があります。
2	補助率	市から事業者への補助率は何割か。	すべて10/10（1000円未満切捨て）です。
3	補助額	事業者への補助上限額はあるか。	基本的には今回決定される金額が上限額だと思ってください。（補助基準額を上限とします。）
4	実施内容	例えば、「介護支援専門員業務負担軽減支援事業」のウのみという一部実施も可能か。	可能です。
5	実施内容	介護支援専門員業務負担軽減支援事業のアに研修の支援とあるが、法定研修の受講料に対する補助は対象に含まれるか。	当該補助メニューについては、事業所内において、事務的な業務のタスクシフトを促進するために、事務職員に対する研修を行う経費を想定しているため、法定研修の受講料は含みません。法定研修の受講料については、「介護支援専門員研修受講支援事業」を活用してください。
6	実施内容	ケアプランデータ連携システムの運用費は「介護支援専門員業務負担軽減支援事業」のアの対象か。	当該メニューは、事務職員の採用活動や、事業所内において、事務的な業務のタスクシフトを促進するために事務職員に対する研修を行う経費が対象のため、対象外です。
7	実施内容	「居宅介護支援事業所等経営改善支援事業」アについて、コンサルタント事業者等の助言に基づく改善に要する経費は対象となるか。	あくまでもコンサルタント事業所等と契約するための経費ですので、対象外です。
8	実施内容	「居宅訪問時の同行支援」について、同行する者は介護支援専門員でなければならないか。	特に規定していません、特定の職種等に限らず対象となります。
9	実施内容	実施報告の提出予定が（問１）ということだが、それ以降の市町村の実施した分については認められないということか。	お見込みのとおりです。国庫補助事業であるため、市から皆様への交付も含め１月までに完了する必要があるためです。
10	実施内容	「居宅訪問時の同行支援」について、１回あたりの30分未満、以上を判断する基準となる時間は訪問先の滞在時間か、それとも事業所を出発してから帰着するまでの時間か。	基準額の区分については、訪問時の滞在（アセスメント等）の時間で判断します。ただし、対象経費については、その際に割り増しで係る費用が補助対象となりますので、滞在時間以外の移動に係る経費や同行する人の雇用等に係る費用を対象として問題ありません。
11	実施内容	「居宅訪問時の同行支援」について複数件の訪問を予定する場合はそれを一回とカウントするのか。	お見込のとおり。なお、前問と同様に基準額と対象経費を混同しないようご注意ください。
12	実施内容	「居宅訪問時の同行支援」について、訪問の主体となる者は介護支援専門員を有する者に限られるのか。保健師、看護師、社会福祉士等は対象外か。	要綱のとおり「介護支援専門員の安全確保対策やハラスメント対策のため、利用者宅に複数で訪問する場合の経費」のみが対象です。また、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所のサービスに含まれる業務の訪問のみが対象となります。すべての地域包括支援センターの業務が対象となりませんので、ご留意ください。

	区分	質問内容	回答
13	実施内容	「居宅訪問時の同行支援」について、居宅介護支援事業所の介護支援専門員からの要請で、地域包括支援センターの職員が同行訪問する場合は対象になるのか。この場合どちらの事業所からの申請となるか。	問８を参照。なお、どちらの事業所から申請すべきかについては、どちらの事業所のサービス（利用者）かで判断してください。
14	実施内容	「利用者確保等のための広報活動に関する支援」について、利用者確保等とはどこまでの範囲をいうか。	要綱のとおり「事業所が利用者や介護支援専門員等の職員の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費」です。
15	実施内容	問16の「同行する人の雇用等に係る費用」とは、勤務時間内に同行した職員の人件費相当額を含むか。	「同行する人の雇用等に係る費用」とは同行者を追加した場合に発生するかかり増し経費を指します。ですので、同行した職員の同行に係る時間に対するみなしの人件費（計算方法等詳細については別紙）、新たに事業所が定めた制度等による追加手当等が含まれます。
16	対象経費	本事業は消費税及び地方消費税も対象となるか。	お見込のとおりです。